

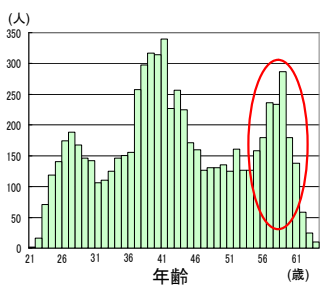
航空法の一部を改正する法律案

国際民間航空条約附属書の改正等に対応し、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上及び航空会社の競争力の強化を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士(仮称)の資格を創設するとともに、特定操縦技能(仮称)の審査制度の創設及び航空身体検査証明の有効期間の適正化等の所要の措置を講ずる。

背景

団塊世代の操縦者の大量退職、羽田・成田空港等の発着能力の増強、機材小型化による多頻度運航等に適確に対応するため、**操縦者の安定的な確保が喫緊の課題**

団塊世代の操縦者の大量退職



空港の発着能力増強

【羽田空港】

【現行】
30.3
万回/年

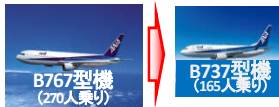
44.7
万回/年
※昼間40.7万回/年
に拡大

【成田空港】

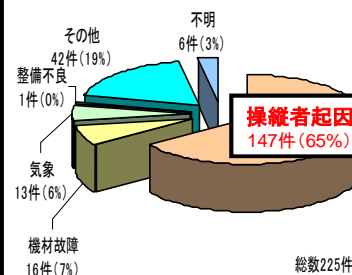
【現行】
20
万回/年

22
万回/年
に拡大

機材小型化多頻度運航



航空事故の大半は操縦者に起因



※ 諸外国においては、飛行前の一定期間内における操縦技能の審査を義務付けるなどの操縦者の技量維持制度を既に整備

航空身体検査証明の有効期間について、**国際標準との整合を図り、外国航空会社との対等な競争条件の整備等が必要**

(例)エアライン機の機長の有効期間

日本	6月
国際標準	1年(60歳未満) 6月(60歳以上)

法案の概要

「准定期運送用操縦士(仮称)」の資格の創設

国際民間航空条約附属書に創設された操縦士資格である「准定期運送用操縦士(仮称)」を導入し、2人操縦機(エアライン機)の操縦に関する訓練を重点的に実施することにより、安全性の更なる向上を図りつつ、エアライン機の副操縦士を効率的に養成し、操縦者の安定的な確保を図る。

特定操縦技能(仮称)の審査制度の創設

操縦者の適切な技量維持を図り、操縦者に起因する航空事故等を防止するため、操縦士資格取得後も、操縦に関する知識及び能力のうち、離着陸時の操縦や非常時の操作等の特定操縦技能(仮称)が維持されていることの審査を、飛行前の一定期間内に受けることを義務付ける。

航空身体検査証明の有効期間の適正化

航空身体検査証明の有効期間について、国際標準を踏まえ年齢等に応じて設定し、60歳未満のエアライン機の機長について延長(6月→1年)するとともに、疾病リスクの高い年齢層等に対しては重点的に検査することとし、航空会社の負担軽減に寄与しつつ、航空の安全を確保する。

航空法の一部を改正する法律案要綱

第一 准定期運送用操縦士の資格の創設

一 航空従事者技能証明（以下「技能証明」という。）の資格に、准定期運送用操縦士の資格を設けるものとする。こと。
（第二十四条関係）

二 准定期運送用操縦士の資格に係る業務範囲を、航空機に乗り組んで、機長以外の操縦者として、構造上、その操縦のために二人を要する航空機の操縦を行うこと等とすること。
（別表関係）

第二 操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設

一 定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士又は准定期運送用操縦士の資格についての技能証明（以下「操縦技能証明」という。）を有する者は、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつてその維持について確認することが特に必要であるもの（以下「特定操縦技能」という。）を有するかどうかについて、操縦技能審査員（特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者をいう。）の審査を受け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行ってはならないも

のとする事。この場合において、当該審査は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならぬものとする事。

1 航空機に乗り組んで行うその操縦

2 第三十五条第一項各号又は第七十一条の四第一項の操縦の練習の監督

3 第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習の監督 (第七十一条の三第一項関係)

二 一は、一の期間内に国土交通省令で定める方法により特定操縦技能を有することが確認された場合又は国土交通大臣がやむを得ない事由があると認めて許可した場合には、適用しないものとする事。

(第七十一条の三第二項関係)

三 一は、操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者で一の期間内に一の規定による審査に合格していないものが当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機に乗り組んで行う操縦の練習のために行う操縦であつて、当該操縦の練習が機長として当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者の監督(機長として当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合にあつては、機長として当該航空機を操縦することができる知識及び

能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者の監督）の下に行われるものについては、適用しないものとする事。

（第七十一条の四第一項関係）

第三 航空身体検査証明の有効期間の適正化

航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明を受ける者が有する技能証明の資格ごとに、その者の年齢及び心身の状態並びにその者が乗り組む航空機の運航の態様に応じて、国土交通省令で定める期間とするものとする事。

（第三十二条関係）

第四 その他

所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うものとする事。

第五 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。ただし、操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設に関する規定については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。

(附則第二条から第四条まで関係)

三 関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。

(附則第五条及び第六条関係)

航空法の一部を改正する法律

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

「自家用操縦士

第二十四条中「自家用操縦士」を

准定期運送用操縦士」

に改める。

第二十五条第一項及び第二十八条第一項ただし書中「自家用操縦士」の下に「、准定期運送用操縦士」を加える。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明を受ける者が有する技能証明の資格ごとに、その者の年齢及び心身の状態並びにその者が乗り組む航空機の運航の態様に応じて、国土交通省令で定める期間とする。

第三十三条第一項中「又は自家用操縦士」を「、自家用操縦士又は准定期運送用操縦士」に改める。

第三十四条第一項中「定期運送用操縦士」の下に「若しくは准定期運送用操縦士」を加え、「。第三十五条の二第一項において同じ」を削り、同条第二項中「その」を「機長としてその」に改め、同項第一号中「

又は自家用操縦士」を「自家用操縦士又は准定期運送用操縦士」に改める。

第三十五条第一項中「左に」を「次に」に、「ために行なう」を「ために行う」に改め、同項第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に、「当該航空機」を「機長として当該航空機」に改める。

第三十五条の二第一項中「定期運送用操縦士の資格についての技能証明」を「定期運送用操縦士若しくは准定期運送用操縦士の資格についての技能証明（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が同項の国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。）」に改め、同項第一号中「当該航空機を」を「機長として当該航空機を」に、「又は」を「（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が第三十条第一項の国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。）又は」に改め、同項第二号及び第三号中「当該航空機」を「機長として当該航空機」に改める。

第七十一条の二の次に次の見出し及び二条を加える。

（特定操縦技能の審査等）

第七十一条の三 操縦技能証明を有する者は、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつてそ

の維持について確認することが特に必要であるもの（以下この条において「特定操縦技能」という。）を有するかどうかについて、操縦技能審査員（特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者をいう。第四項及び第三百三十四条において同じ。）の審査を受け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行ってはならない。この場合において、当該審査は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならぬ。

一 航空機に乗り組んで行うその操縦

二 第三十五条第一項各号又は次条第一項の操縦の練習の監督

三 第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習の監督

2 前項の規定は、同項の期間内に国土交通省令で定める方法により特定操縦技能を有することが確認された場合又は国土交通大臣がやむを得ない事由があると認めて許可した場合には、適用しない。

3 第一項の認定の基準、同項の審査の方法その他同項の認定及び同項の審査に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

4 国土交通大臣は、操縦技能審査員が前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該操縦技能審査員に対し、第一項の審査の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその同項の規定による認定を取り消すことができる。

第七十一条の四 前条第一項の規定は、操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者で同項の期間内に同項の規定による審査に合格していないものが当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機に乗り組んで行う操縦の練習のために行う操縦であつて、当該操縦の練習が機長として当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者の監督（機長として当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合にあつては、機長として当該航空機を操縦することができ知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者の監督）の下に行われるものについては、適用しない。

2 第三十五条第二項の規定は、前項の操縦の練習の監督を行う者について準用する。

3 第一項の指定の手續その他同項の指定に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

第三百三十四条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 操縦技能審査員

第四百四十五条の三第二号中「又は第七十八条第四項」を「及び第七十八条第四項」に改め、「含む。」の下に「、第七十一条の三第四項」を加える。

第四百四十八条第一号中「又は第四十四条第五項」を「及び第四十四条第五項」に改める。

第四百五十条第一号の五中「第三十五条の二第二項」の下に「及び第七十一条の四第二項」を加え、同条中第五号の三を第五号の四とし、第五号の二を第五号の三とし、第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第七十一条の三第一項の規定に違反して、航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行った者

第六百六十二条中「又は第三十六条」を「、第三十六条又は第七十一条の四第三項」に改める。

別表自家用操縦士の項の次に次のように加える。

航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。

<p>准定期運送用操縦士</p>	<p>一 機長以外の操縦者として、構造上、その操縦のために二人を要する航空機の操縦を行うこと。</p> <p>二 機長以外の操縦者として、特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機であつて当該特定の方法又は方式により飛行するものの操縦を行うこと。</p>
------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第七十一条の二の次に見出し及び二条を加える改正規定並びに第三百三十四条第一項、第四百五十五条の三第二号、第五百五十条及び第六十二条の改正規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 国土交通大臣は、前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下この条及び附則第六条において「

一部施行日」という。)前においても、この法律による改正後の航空法(以下「新法」という。)第七十条の三第一項の認定に相当する認定(以下この条において「相当認定」という。)を行うことができる。

2 相当認定を受けた者は、一部施行日前において、新法第七十一条の三第一項の審査に相当する審査(以下この条において「相当審査」という。)を行うことができる。

3 相当認定の基準、相当審査の方法その他相当認定及び相当審査に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

4 国土交通大臣は、相当認定を受けた者が前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該相当認定を受けた者に対し、相当審査の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該相当審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその相当認定を取り消すことができる。

5 国土交通大臣は、相当審査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、相当認定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、相当認定を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

6 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

8 第四項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

9 第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者は、百万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の刑を科する。

11 一部施行日において現に相当認定を受けている者は、新法第七十一条の三第一項の認定を受けた者となす。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「前項又は航空法の一部を改正する法律（

平成二十二年法律第 号）附則第二条第三項」とする。

12 相当審査に合格した者に対する新法第七十一条の三第一項の規定の適用については、同項中「審査を受け」とあるのは「審査又は航空法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）附則第二条第二項に規定する相当審査を受け」と、「当該審査」とあるのは「これらの審査」とする。

13 一部施行日前に第四項の規定によりされた命令は、一部施行日以後は、新法第七十一条の三第四項の規定によりされた命令とみなす。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の航空法（次条において「旧法」という。）第三十条第一項の航空身体検査証明を受けている者の当該航空身体検査証明の有効期間については、新法第三十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（処分、手続等の効力に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前に旧法（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法（これに基づく命令を含む。）に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

（登録免許税法の一部改正）

第五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(三)中「又は同法」を「同法」に改め、「の耐空検査員の認定」の下に「又は同法第七十一条の三第一項（特定操縦技能の審査）の操縦技能審査員の認定」を加え、同号(三)中ヲをワとし、ニからルまでをホからフまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ	准定期運送用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円
	別表第一第三十二号(三)に次のように加える。		

カ	操縦技能審査員の認定	認定件数	一件につき二千円
	(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)		

第六条 この法律の施行の日から一部施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第三十二号(三)に掲げる認定に係る同号の規定の適用については、同号(三)中「同法第七十一条の三第一項（特定操縦技能の審査）の操縦技能審査員の認定」とあるのは「航空法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）附則第二条第一項（操縦技能審査員の認定に相当する認定）に規定する相当認定（以下単に「相当認定」という。）」と、同号(三)カ中「操縦技能審査員の認定」とあるのは「相当

認定」とする。

理由

航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上等を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士の資格を創設するとともに、操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設及び航空身体検査証明の有効期間の適正化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

航空法の一部を改正する法律案新旧対照条文

一	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）	（本則関係）	（抄）	1
二	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	（附則第五条関係）	（抄）	11

航空法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（資格）</p> <p>第二十四条 技能証明は、次に掲げる資格別に行う。</p> <p>定期運送用操縦士</p> <p>事業用操縦士</p> <p><u>自家用操縦士</u></p> <p><u>准定期運送用操縦士</u></p> <p>一等航空士</p> <p>二等航空士</p> <p>航空機関士</p> <p>航空通信士</p> <p>一等航空整備士</p> <p>二等航空整備士</p> <p>一等航空運航整備士</p> <p>二等航空運航整備士</p> <p>航空工場整備士</p> <p>（技能証明の限定）</p> <p>第二十五条 国土交通大臣は、前条の定期運送用操縦士、事業用操縦士、自</p>	<p>（資格）</p> <p>第二十四条 技能証明は、次に掲げる資格別に行う。</p> <p>定期運送用操縦士</p> <p>事業用操縦士</p> <p><u>自家用操縦士</u></p> <p>一等航空士</p> <p>二等航空士</p> <p>航空機関士</p> <p>航空通信士</p> <p>一等航空整備士</p> <p>二等航空整備士</p> <p>一等航空運航整備士</p> <p>二等航空運航整備士</p> <p>航空工場整備士</p> <p>（技能証明の限定）</p> <p>第二十五条 国土交通大臣は、前条の定期運送用操縦士、事業用操縦士、自</p>

家用操縦士、准定期運送用操縦士、航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の資格についての技能証明につき、国土交通省令で定めるところにより、航空機の種類についての限定をするものとする。

2・3 (略)

(業務範囲)

第二十八条 別表の資格の欄に掲げる資格の技能証明（航空機に乗り組んでその運航を行う者にあつては、同表の資格の欄に掲げる資格の技能証明及び第三十一条第一項の航空身体検査証明）を有する者でなければ、同表の業務範囲の欄に掲げる行為を行つてはならない。ただし、定期運送用操縦士、事業用操縦士、家用操縦士、准定期運送用操縦士、一等航空士、二等航空士若しくは航空機関士の資格の技能証明を有する者が受信のみを目的とする無線施設の操作を行う場合又はこれらの技能証明を有する者で電波法第四十条第一項の無線従事者の資格を有するものが、同条第二項の規定に基づき行うことができる無線設備の操作を行う場合は、この限りでない。

2・3 (略)

第三十二条 航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明を受ける者が有する技能証明の資格ごとに、その者の年齢及び心身の状態並びにその者が乗り組む航空機の運航の態様に応じて、国土交通省令で定める期間とする。

家用操縦士、航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の資格についての技能証明につき、国土交通省令で定めるところにより、航空機の種類についての限定をするものとする。

2・3 (略)

(業務範囲)

第二十八条 別表の資格の欄に掲げる資格の技能証明（航空機に乗り組んでその運航を行う者にあつては、同表の資格の欄に掲げる資格の技能証明及び第三十一条第一項の航空身体検査証明）を有する者でなければ、同表の業務範囲の欄に掲げる行為を行つてはならない。ただし、定期運送用操縦士、事業用操縦士、家用操縦士、一等航空士、二等航空士若しくは航空機関士の資格の技能証明を有する者が受信のみを目的とする無線施設の操作を行う場合又はこれらの技能証明を有する者で電波法第四十条第一項の無線従事者の資格を有するものが、同条第二項の規定に基づき行うことができる無線設備の操作を行う場合は、この限りでない。

2・3 (略)

第三十二条 航空身体検査証明の有効期間は、定期運送用操縦士の資格を有する者にあつては六月、その他の者にあつては一年とする。

(航空英語能力証明)

第三十三条 定期運送用操縦士、事業用操縦士、家用操縦士又は准定期運送用操縦士の資格についての技能証明(当該技能証明について限定をされた航空機の種類が国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。)
(を有する者は、その航空業務に従事するのに必要な航空に関する英語(以下「航空英語」という。))に関する知識及び能力を有することについて国土交通大臣が行う航空英語能力証明を受けていなければ、本邦内の地点と本邦外の地点との間における航行その他の国土交通省令で定める航行を行つてはならない。

2・3 (略)

(計器飛行証明及び操縦教育証明)

第三十四条 定期運送用操縦士若しくは准定期運送用操縦士の資格についての技能証明(当該技能証明について限定をされた航空機の種類が国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。)
又は事業用操縦士若しくは家用操縦士の資格についての技能証明を有する者は、その使用する航空機の種類に係る次に掲げる飛行(以下「計器飛行等」という。))の技能について国土交通大臣の行う計器飛行証明を受けていなければ、計器飛行等を行つてはならない。

一〜三 (略)

2 次に掲げる操縦の練習を行う者に対しては、機長としてその使用する航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有し、かつ

(航空英語能力証明)

第三十三条 定期運送用操縦士、事業用操縦士又は家用操縦士の資格についての技能証明(当該技能証明について限定をされた航空機の種類が国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。)
(を有する者は、その航空業務に従事するのに必要な航空に関する英語(以下「航空英語」という。))に関する知識及び能力を有することについて国土交通大臣が行う航空英語能力証明を受けていなければ、本邦内の地点と本邦外の地点との間における航行その他の国土交通省令で定める航行を行つてはならない。

2・3 (略)

(計器飛行証明及び操縦教育証明)

第三十四条 定期運送用操縦士の資格についての技能証明(当該技能証明について限定をされた航空機の種類が国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。)
第三十五条の二第一項において同じ。)
又は事業用操縦士若しくは家用操縦士の資格についての技能証明を有する者は、その使用する航空機の種類に係る次に掲げる飛行(以下「計器飛行等」という。))の技能について国土交通大臣の行う計器飛行証明を受けていなければ、計器飛行等を行つてはならない。

一〜三 (略)

2 次に掲げる操縦の練習を行う者に対しては、その使用する航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有し、かつ、当該航空

、当該航空機の種類に係る操縦の教育の技能について国土交通大臣の行う操縦教育証明を受けている者（以下「操縦教員」という。）でなければ、操縦の教育を行ってはならない。

一 定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士又は准定期運送用操縦士の資格についての技能証明（以下「操縦技能証明」という。）を受けていない者が航空機（第二十八条第三項の国土交通省令で定める航空機を除く。次号において同じ。）に乗り組んで行う操縦の練習

二（略）

3（略）

（航空機の操縦練習）

第三十五条 第二十八条第一項及び第二項の規定は、次に掲げる操縦の練習のために行う操縦については、適用しない。

一 前条第二項第一号に掲げる操縦の練習で、当該練習について国土交通大臣の許可を受け、かつ、操縦教員の監督の下に行うもの

二 前条第二項第二号に掲げる操縦の練習で、操縦教員の監督の下に行うもの

三 操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者が当該技能証明について限定をされた種類の航空機のうち当該技能証明について限定をされた等級又は型式以外の等級又は型式のものに乗り組んで行う操縦の練習で、機長として当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者の監督（機長として当該航空機を操縦）ことができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合にあつては、

機の種類に係る操縦の教育の技能について国土交通大臣の行う操縦教育証明を受けている者（以下「操縦教員」という。）でなければ、操縦の教育を行ってはならない。

一 定期運送用操縦士、事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明（以下「操縦技能証明」という。）を受けていない者が航空機（第二十八条第三項の国土交通省令で定める航空機を除く。次号において同じ。）に乗り組んで行う操縦の練習

二（略）

3（略）

（航空機の操縦練習）

第三十五条 第二十八条第一項及び第二項の規定は、左に掲げる操縦の練習のために行なう操縦については、適用しない。

一 前条第二項第一号に掲げる操縦の練習で、当該練習について国土交通大臣の許可を受け、かつ、操縦教員の監督の下に行なうもの

二 前条第二項第二号に掲げる操縦の練習で、操縦教員の監督の下に行なうもの

三 操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者が当該技能証明について限定をされた種類の航空機のうち当該技能証明について限定をされた等級又は型式以外の等級又は型式のものに乗り組んで行なう操縦の練習で、当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者の監督（当該航空機を操縦）ことができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合にあつては、当該航空機を操縦す

機長として当該航空機を操縦することができる知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者の監督）の下に行うもの

2～5 (略)

(計器飛行等の練習)

第三十五条の二 第三十四条第一項の規定は、定期運送用操縦士若しくは准定期運送用操縦士の資格についての技能証明(当該技能証明について限定をされた航空機の種類が同項の国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。)又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明及び航空身体検査証明を有する者でその使用する航空機の種類について計器飛行証明を受けていないものが計器飛行等の練習のために行う飛行で、次に掲げる者の監督の下に行うものについては、適用しない。

- 一 機長として当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有し、かつ、当該技能証明が定期運送用操縦士の資格についての技能証明(当該技能証明について限定をされた航空機の種類が第三十四条第一項の国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。)(又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明である場合は当該航空機の種類について計器飛行証明を有する者
- 二 地上物標を利用して航空機の位置及び針路を知ることができる場合において計器飛行又は計器航法による飛行の練習を行うときは、機長として当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者
- 三 機長として当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の

ることができる知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者の監督）の下に行なうもの

2～5 (略)

(計器飛行等の練習)

第三十五条の二 第三十四条第一項の規定は、定期運送用操縦士の資格についての技能証明又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明及び航空身体検査証明を有する者でその使用する航空機の種類について計器飛行証明を受けていないものが計器飛行等の練習のために行う飛行で、次に掲げる者の監督の下に行うものについては、適用しない。

- 一 当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有し、かつ、当該技能証明が定期運送用操縦士の資格についての技能証明又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明である場合は当該航空機の種類について計器飛行証明を有する者
- 二 地上物標を利用して航空機の位置及び針路を知ることができる場合において計器飛行又は計器航法による飛行の練習を行うときは、当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者
- 三 当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受け

監督を受けることが困難な場合は、機長として当該航空機を使用して計器飛行等を行うことができる知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者

2
(略)

(特定操縦技能の審査等)

第七十一条の三 操縦技能証明を有する者は、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつてその維持について確認することが特に必要であるもの（以下この条において「特定操縦技能」という。）を有するかどうかについて、操縦技能審査員（特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者）をいう。第四項及び第三百三十四条において同じ。）の審査を受け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行つてはならない。この場合において、当該審査は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならぬ。

一 航空機に乗り組んで行うその操縦

二 第三十五条第一項各号又は次条第一項の操縦の練習の監督

三 第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習の監督

2 前項の規定は、同項の期間内に国土交通省令で定める方法により特定操縦技能を有することが確認された場合又は国土交通大臣がやむを得ない事由があると認めて許可した場合には、適用しない。

3 第一項の認定の基準、同項の審査の方法その他同項の認定及び同項の審

ることが困難な場合は、当該航空機を使用して計器飛行等を行うことができる知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者

2
(略)

(新設)

査に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

- 4 国土交通大臣は、操縦技能審査員が前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該操縦技能審査員に対し、第一項の審査の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその同項の規定による認定を取り消すことができる。

第七十一条の四 前条第一項の規定は、操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者で同項の期間内に同項の規定による審査に合格していないものが当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機に乗り組んで行う操縦の練習のために行う操縦であつて、当該操縦の練習が機長として当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者の監督（機長として当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合にあつては、機長として当該航空機を操縦することができる知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者の監督）の下に行われるものについては、適用しない。

- 2 第三十五条第二項の規定は、前項の操縦の練習の監督を行う者について準用する。

- 3 第一項の指定の手續その他同項の指定に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

（報告徴収及び立入検査）

第三百三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要がある

（新設）

（報告徴収及び立入検査）

第三百三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要がある

ときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

一〇五 (略)

六 操縦技能審査員

七〇九 (略)

二〇四 (略)

(設計の変更命令に違反する等の罪)

第四百四十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十九条第六項(第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、第三十四条第三項及び第七十八条第四項において準用する場合を含む。)

第七十一条の三第四項又は第七十二条第十一項の規定による命令に違反した者

第四百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第四十二条第四項(第四十三条第二項及び第四十四条第五項(第四十五条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。

ときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

一〇五 (略)

六〇八 (略)

二〇四 (略)

(設計の変更命令に違反する等の罪)

第四百四十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十九条第六項(第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、第三十四条第三項又は第七十八条第四項において準用する場合を含む。)又は第七十二条第十一項の規定による命令に違反した者

第四百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第四十二条第四項(第四十三条第二項又は第四十四条第五項(第四十五条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。

む。)の規定に違反して、空港等又は航空保安施設の供用を開始した者
二〇五 (略)

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第百五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一〇一の四 (略)

一〇五 第三十五条第二項(第三十五条の二第二項及び第七十一条の四第二項)において準用する場合を含む。)の規定に違反して、操縦の練習又は計器飛行等の練習の監督を行った者

二〇五 (略)

五〇二 第七十一条の三第一項の規定に違反して、航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行った者

五〇三・五〇四 (略)

六〇十 (略)

第百六十二条 第九条、第二十一条、第三十六条又は第七十一条の四第三項の規定による命令の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表(第二十八条関係)

資格	業務範囲
定期運送用操縦士	(略)
事業用操縦士	(略)

む。)の規定に違反して、空港等又は航空保安施設の供用を開始した者
二〇五 (略)

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第百五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一〇一の四 (略)

一〇五 第三十五条第二項(第三十五条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、操縦の練習又は計器飛行等の練習の監督を行った者

二〇五 (略)

五〇二・五〇三 (略)

六〇十 (略)

第百六十二条 第九条、第二十一条又は第三十六条の規定による命令の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表(第二十八条関係)

資格	業務範囲
定期運送用操縦士	(略)
事業用操縦士	(略)

自家用操縦士	<p>航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>一 機長以外の操縦者として、構造上、その操縦のために二人を要する航空機の操縦を行うこと。</p> <p>二 機長以外の操縦者として、特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機であつて当該特定の方法又は方式により飛行するものの操縦を行うこと。</p>	<p>一等航空士 (略)</p> <p>二等航空士 (略)</p> <p>航空機関士 (略)</p> <p>航空通信士 (略)</p> <p>一等航空整備士 (略)</p> <p>二等航空整備士 (略)</p> <p>一等航空運航整備士 (略)</p> <p>二等航空運航整備士 (略)</p> <p>航空工場整備士 (略)</p>
自家用操縦士		<p>一等航空士 (略)</p> <p>二等航空士 (略)</p> <p>航空機関士 (略)</p> <p>航空通信士 (略)</p> <p>一等航空整備士 (略)</p> <p>二等航空整備士 (略)</p> <p>一等航空運航整備士 (略)</p> <p>二等航空運航整備士 (略)</p> <p>航空工場整備士 (略)</p>

改正案		現行	
<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>
<p>一〇三十一（略） 三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明 （注）社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなったことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。</p>	<p>一〇三十一（略） 三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明 （注）社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなったことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第二十四条関係）</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第二十四条関係）</p>

三十三〽百五十九 (略)	(一) (略)	(略)	(略)
	(二) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第二十二條 (航空従事者技能証明) の航空従事者技能証明 同法第十條の二第一項(耐空証明) の耐空検査員の認定又は同法第七十一條の三第一項(特定操縦技能の審査) の操縦技能審査員の認定	(略)	(略)
	イハ (略)	技能証明の件数	一件につき六千円
三十三〽百五十九 (略)	カ 操縦技能審査員の認定	認定件数	一件につき三千円
	ホ (略)	(略)	(略)
	ニ 准定期運送用操縦士の技能証明	(略)	(略)
三十三〽百五十九 (略)	(一) (略)	(略)	(略)
	(二) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第二十二條 (航空従事者技能証明) の航空従事者技能証明又は同法第十條の二第一項(耐空証明) の耐空検査員の認定	(略)	(略)
	イハ (略)	(略)	(略)
三十三〽百五十九 (略)	ニ (略)	(略)	(略)
	ホ (略)	(略)	(略)
	カ (略)	(略)	(略)

航空法の一部を改正する法律案参照条文

一	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）	（抄）	1
二	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	（抄）	6

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（資格）

第二十四条 技能証明は、次に掲げる資格別に行う。

定期運送用操縦士

事業用操縦士

自家用操縦士

一等航空士

二等航空士

航空機関士

航空通信士

一等航空整備士

二等航空整備士

一等航空運航整備士

二等航空運航整備士

航空工場整備士

（技能証明の限定）

第二十五条 国土交通大臣は、前条の定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の資格についての技能証明につき、国土交通省令で定めるところにより、航空機の種類についての限定をするものとする。

2・3 （略）

（業務範囲）

第二十八条 別表の資格の欄に掲げる資格の技能証明（航空機に乗り組んでその運航を行う者にあつては、同表の資格の欄に掲げる資格の技能証明及び第三十一条第一項の航空身体検査証明）を有する者でなければ、同表の業務範囲の欄に掲げる行為を行つてはならない。ただし、定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、一等航空士、二等航空士若しくは航空機関士の資格の技能証明を有する者が受信のみを目的とする無線設備の操作を行う場合又はこれらの技能証明を有する者で電波法第四十条第一項の無線従事者の資格を有するものが、同条第二項の規定に基づき行うことができる無線設備の操作を行う場合は、この限りでない。

2・3 （略）

(航空身体検査証明)

第三十一条 国土交通大臣又は指定航空身体検査医（申請により国土交通大臣が指定した国土交通省令で定める要件を備える医師をいう。以下同じ。）は、申請により、技能証明を有する者で航空機に乗り組んでその運航を行なおうとするものについて、航空身体検査証明を行なう。

2・3 (略)

第三十二条 航空身体検査証明の有効期間は、定期運送用操縦士の資格を有する者にあつては六月、その他の者にあつては一年とする。

(航空英語能力証明)

第三十三条 定期運送用操縦士、事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。）を有する者は、その航空業務に従事するのに必要な航空に関する英語（以下「航空英語」という。）に関する知識及び能力を有することについて国土交通大臣が行う航空英語能力証明を受けていなければ、本邦内の地点と本邦外の地点との間における航行その他の国土交通省令で定める航行を行つてはならない。

2・3 (略)

(計器飛行証明及び操縦教育証明)

第三十四条 定期運送用操縦士の資格についての技能証明（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。第三十五条の二第一項において同じ。）又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明を有する者は、その使用する航空機の種類に係る次に掲げる飛行（以下「計器飛行等」という。）の技能について国土交通大臣の行う計器飛行証明を受けていなければ、計器飛行等を行つてはならない。

一 計器飛行

二 計器飛行以外の航空機の位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行う飛行（以下「計器航法による飛行」という。）で国土交通省令で定める距離又は時間を超えて行うもの

三 計器飛行方式による飛行

2 次に掲げる操縦の練習を行う者に対しては、その使用する航空機を操縦することができるとする技能証明及び航空身体検査証明を有し、かつ、当該航空機の種類に係る操縦の教育の技能について国土交通大臣の行う操縦教育証明を受けている者（以下「操縦教員」という。）でなければ、操縦の教育を行つてはならない。

一 定期運送用操縦士、事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明（以下「操縦技能証明」という。）を受けていない者が航空機（第二十八条第三項の国土交通省令で定める航空機を除く。次号において同じ。）に乗り組んで行う操縦の練習

二 操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者が当該技能証明について限定をされた種類以外の種類の航空機に乗り組んで行う操縦の練習

3 (略)

(航空機の操縦練習)

第三十五条 第二十八条第一項及び第二項の規定は、左に掲げる操縦の練習のために行なう操縦については、適用しない。

一 前条第二項第一号に掲げる操縦の練習で、当該練習について国土交通大臣の許可を受け、かつ、操縦教員の監督の下に行なうもの

二 前条第二項第二号に掲げる操縦の練習で、操縦教員の監督の下に行なうもの

三 操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者が当該技能証明について限定をされた種類の航空機のうち当該技能証明について限定をされた等級又は型式以外の等級又は型式のものに乗り組んで行なう操縦の練習で、当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者の監督(当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合にあつては、当該航空機を操縦することができる知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者の監督)の下に行なうもの

2 前項各号の操縦の練習の監督を行なう者は、当該練習の監督を国土交通省令で定めるところにより行なわなければならない。

3 5 (略)

(計器飛行等の練習)

第三十五条の二 第三十四条第一項の規定は、定期運送用操縦士の資格についての技能証明又は事業用操縦士若しくは家用操縦士の資格についての技能証明及び航空身体検査証明を有する者でその使用する航空機の種類について計器飛行証明を受けていないものが計器飛行等の練習のために行なう飛行で、次に掲げる者の監督の下に行なうものについては、適用しない。

一 当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有し、かつ、当該技能証明が定期運送用操縦士の資格についての技能証明又は事業用操縦士若しくは家用操縦士の資格についての技能証明である場合は当該航空機の種類について計器飛行証明を有する者

二 地上物標を利用して航空機の位置及び針路を知ることができる場合において計器飛行又は計器航法による飛行の練習を行うときは、当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者

三 当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合は、当該航空機を使用して計器飛行等を行うことができる知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者

2 前条第二項の規定は、計器飛行等の練習の監督を行なう者について準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

一 航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者

- 二 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
- 三 指定航空身体検査医
- 四 空港等又は航空保安施設の設置者
- 五 航空従事者
- 六 航空運送事業又は航空機使用事業を経営する者
- 七 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
- 八 航空運送代理店業を経営する者
- 2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(設計の変更命令に違反する等の罪)

第四百四十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十九条第六項(第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、第三十四条第三項又は第七十八条第四項において準用する場合を含む。)又は第七十二条第十一項の規定による命令に違反した者

第四百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第四十二条第四項(第四十三条第二項又は第四十四条第五項(第四十五条第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、空港等又は航空保安施設の供用を開始した者

二(五) (略)

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第四百五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一(一)の四 (略)

一(五) 第三十五条第二項(第三十五条の二第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、操縦の練習又は計器飛行等の練習の監督を行った者

二(五) (略)

- 五の二 第七十二条第一項の規定に違反して、機長として航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んだ者
- 五の三 第七十三条の四第五項の規定による命令に違反した者
- 六の十 (略)

第六百六十二条 第九条、第二十一条又は第三十六条の規定による命令の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表(第二十八条関係)

資格	業務範囲
定期運送用操縦士	<p>航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為 二 機長として、航空運送事業の用に供する航空機であつて、構造上、その操縦のために二人を要するものの操縦を行うこと。 三 機長として、航空運送事業の用に供する航空機であつて、特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要するもの(当該特定の方法又は方式により飛行する航空機に限る。)の操縦を行うこと。 <p>航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 自家用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為 二 報酬を受けて、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。 三 航空機使用事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。 四 機長以外の操縦者として航空運送事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。 五 機長として、航空運送事業の用に供する航空機であつて、構造上、一人の操縦者で操縦することができるもの(特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機にあつては、当該特定の方法又は方式により飛行する航空機を除く。)の操縦を行うこと。
自家用操縦士 (略)	<p>航空機に乗り組んで、報酬を受けないで、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。</p> <p>(略)</p>

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一〇三十一（略） 三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明 （注） 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法の（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。		
(一) (三) (略) (甲) 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十二条（航空従事者技能証明）の航空従事者技能証明又は同法第十条の二第一項（耐空証明）の耐空検査員の認定 イ 定期運送用操縦士の技能証明 ロ 事業用操縦士の技能証明 ハ 家用操縦士の技能証明 ニ 一等航空士又は航空機関士の技能証明 ホ 二等航空士の技能証明 ヘ 航空通信士の技能証明 ト 一等航空整備士の技能証明 チ 二等航空整備士の技能証明 リ 一等航空運航整備士の技能証明 ヌ 二等航空運航整備士の技能証明 ル 航空工場整備士の技能証明 ヲ 耐空検査員の認定 (二) (三) (略)	(略) 技能証明の件数 技能証明の件数 技能証明の件数 技能証明の件数 技能証明の件数 技能証明の件数 技能証明の件数 技能証明の件数 技能証明の件数 技能証明の件数 技能証明の件数 技能証明の件数 技能証明の件数 認定件数 (略)	(略) 一件につき一万八千円 一件につき七千五百円 一件につき三千円 一件につき一万二千円 一件につき七千五百円 一件につき三千円 一件につき九千円 一件につき六千円 一件につき六千円 一件につき六千円 一件につき三千円 一件につき九千円 一件につき九千円 一件につき六千円 (略)
三十三―百五十九（略）		